

第503回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和3年8月5日（木）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員， 委員

5 議 題

第1号議案 なまこ漁業許可の短縮について（諮問）

第2号議案 あわび漁業等の特別採捕許可について

第3号議案 全国海区漁業調整委員会連合会中央要望提案について

6 報告事項

(1) 全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について

(2) しらすの漁況経過と見通しについて

7 その他

8 閉 会



資料No 1-1

漁諮問第8号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）第5条第1項第2号のなまこ漁業の許可について、別記理由により、同規則第16条第1項に定める許可の有効期間を5年から1年に短縮したいので、同条第2項の規定により意見を求める。

令和3年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦



(別 記)

平成30年12月24日付けで改正された漁業法(昭和24年法律第267号)第132条第1項の規定に基づき、なまこは、特定水産動植物に指定されたことから、令和2年11月12日付けで全面改正した茨城県漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号)第5条において、なまこ漁業を創設した。

今般、同規則第9条の規定に基づき、新たになまこ漁業の許可を発給するにあたっては、他漁業との操業上の問題や漁獲による資源への影響について、検証する必要があることから、同規則第16条第1項の規定により5年と定められている許可の有効期間を1年に短縮しようとするものである。

なまこ漁業許可の短縮について

令和 3 年 8 月 5 日
茨城県農林水産部漁政課

1. 許可の経緯

- ・ なまこは、平成 30 年 12 月 24 日付けで改正された漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 132 条第 1 項の規定に基づき、悪質な密漁の対象となるおそれが大きい特定水産動植物に指定され、都道府県知事による漁業許可や漁業権に基づいて採捕する場合を除き、採捕が禁止されることとなった（違反の場合 3 年以下の懲役又は 3000 万円以下の罰金）。
- ・ 本県におけるなまこを対象とした漁業は、沖合域においては大臣許可及び知事許可に基づく底びき網漁業により主にオキナマコが漁獲され、沿岸域においては第 1 種共同漁業権に基づく素潜りや知事許可に基づく潜水器漁業（第 1 種共同漁業権漁場内）のほか、漁業権や漁業許可によらない自由漁業により主にマナマコが漁獲されていた。
- ・ 漁業権や漁業許可によらない自由漁業としてなまこを採捕していた漁業者については、引き続きなまこを採捕し漁業として営むためには、漁業の許可を受ける必要が生じたことから、令和 2 年 11 月 12 日付けで全面改正した茨城海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号）第 5 条において、なまこ漁業を創設した。

（参考：本県漁業制度における沿岸域の「なまこ」採捕の取扱い）

- ・ 平成 20 年 特別採捕許可による試験操業を実施（漁業権区域内）。
- ・ 平成 25 年 漁業権対象の水産動物として追加（素潜り）。
- ・ 平成 29 年 潜水器漁業の許可を新設（漁業権区域内）。
- ・ 令和 2 年 漁業法改正（令和 2 年 12 月 1 日施行）に伴い特定水産動植物に指定。
茨城県海面漁業調整規則改正（令和 2 年 12 月 1 日施行）において「なまこ漁業」の許可を創設。

茨城県海面漁業調整規則（抜粋）

（知事による漁業の許可）

第 5 条 法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第 1 号、第 2 号及び第 8 号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(1)あわび漁業 あわびをとることを目的とする漁業（第 14 号に掲げるものを除く。）

(2)なまこ漁業 なまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第 14 号に掲げるものを除く。）

（略）

(14)潜水器漁業潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業

2. 漁業法改正前の操業実態

- 令和3年6月に行った漁協への実態調査の結果、漁業法改正以前に自由漁業により漁業権漁場外（港湾区域内等）で「なまこ」を採捕し漁業を営んでいた者が23名程度確認された。

所 属	主な操業区域
大洗町漁協（14）	大洗港区（14）
鹿島灘漁協（6）	日立港区・常陸那珂港区（2）
はさき漁協（2）その他（1）	鹿島港（7）

3. 想定している許可の制限措置等

- (1) 漁業種類：なまこ漁業
- (2) 許可をすべき漁業者の数：23
- (3) 操業区域：第1種共同漁業権漁場を除く茨城県海面
- (4) 漁業時期：周年
- (5) 漁業を営む者の資格：茨城県に住所を有する者

4. 許可期間の短縮について

- 許可の有効期間は、茨城県海面漁業調整規則第16条により5年と定められているが、漁業調整のため必要な限度において、漁業調整委員会の意見を聞いて短縮することができる。
- これまで、自由漁業としてのなまこ採捕について、今般、新たになまこ漁業として許可をするにあたり、他漁業との操業上の問題や漁獲による資源への影響について、検証する必要があることから、許可の有効期間を1年に短縮することとする。

茨城県海面漁業調整規則（抜粋）

（許可の有効期間）

第16条 許可の有効期間は5年とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（参考：他県におけるなまこ漁業の許可の有効期間と主な操業区域）

県 名	許可の有効期間	主な操業区域	備 考
岩手県	1年	鳥取港他	短期許可
山形県	1年	酒田港他	〃
鳥取県	1年	高松港他	〃
香川県	1年	宮古港、久慈港他	〃
愛知県	3年	名古屋港他	通常許可
千葉県	5年	市川地先他	〃

5. 今後のスケジュール

- 8月5日 漁業調整委員会へ諮問
「なまこ漁業許可の短縮について」
- 8月下旬 漁業調整委員会へ諮問
「なまこ漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について」
- 9月上旬 なまこ漁業許可の制限措置等の公示
許可申請受付（法的期間1ヵ月以上：9月中旬から10月中旬）
- 10月下旬 許可申請審査・許可発給
- 11月1日 操業開始

(参考1) 表 なまこを対象とした漁業の漁獲量 (実態調査結果)

1. 沖合域における漁獲量

(1) 許可漁業に基づく漁獲量

(kg)

漁協	漁業種類	H28	H29	H30	R1	R2	備考
平潟	沖合底びき網	16,551	53,739	30,162	9,604	9,604	
	小型機船底びき網	3,186	575	360	947	947	5トン以上
大津	沖合底びき網	0	1,846	718	2,103	2,103	
	小型機船底びき網	0	67	1,484	285	285	5トン以上
合計		19,737	56,227	32,724	12,939	12,939	

茨城県農林水産部漁政課

2. 沿岸域における漁獲量

(1) 知事許可漁業等に基づく漁獲量

(kg)

漁協	漁業種類	H28	H29	H30	R1	R2	備考
平潟	潜水器	158	187	25	90	0	~H28:特別採捕許可
大津	潜水器	1,020	2,783	2,783	3,022	2,545	~H28:特別採捕許可
合計		1,178	2,970	2,808	3,112	2,545	

茨城県農林水産部漁政課

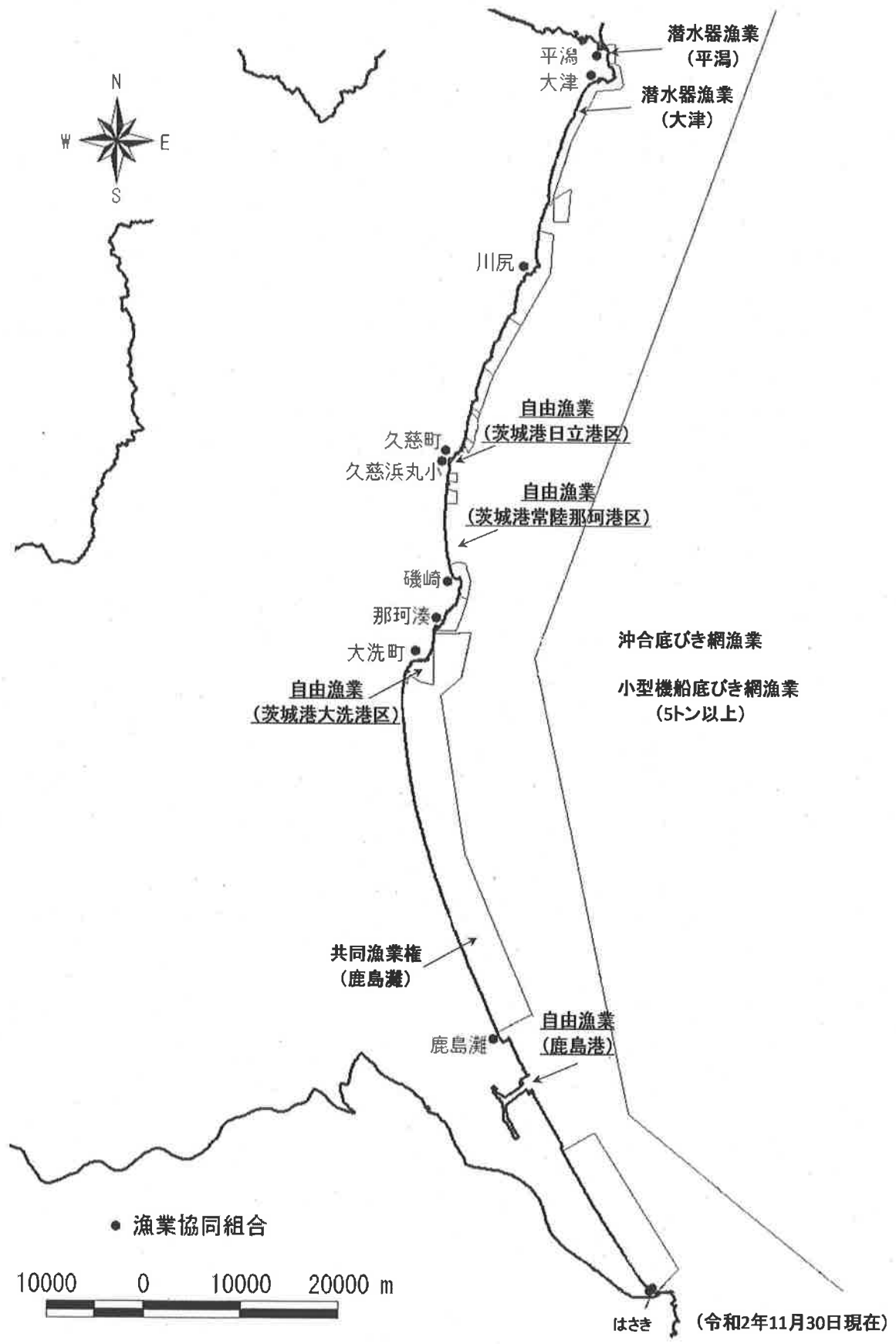
(2) 自由漁業による漁獲量

漁協	方法	区分	H28	H29	H30	R1	R2	備考
大洗町	素潜り	量(kg)	288	281	0	0	0	
		額(千円)	221	169	0	0	0	
鹿島灘	素潜り	量(kg)	12,961	6,566	4,437	6,527	6,563	大洗町の単価により推算
		額(千円)	8,869	4,493	3,036	3,916	3,938	
合計		量(kg)	6,769	6,847	4,437	6,527	6,563	
		額(千円)	4,656	2,416	3,036	3,916	3,938	

茨城県農林水産部漁政課

3. 特別採捕許可に基づく試験操業の実績(H20~H28)

漁協	漁業種類	区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
平潟	潜水器	量(kg)					26			240	158
		額(千円)					11			61	49
大津	潜水器	量(kg)	470	410	1,147	674	672	611	1,360	1,728	1,020
		額(千円)	470	410	1,772	1,290	489	551	1,521	2,239	1,171
合計		量(kg)	470	410	1,147	674	698	611	1,360	1,968	1,178
		額(千円)	470	410	1,772	1,290	500	551	1,521	2,300	1,220



(参考2) 図 なまこを対象とした漁業の操業区域図 (実態調査結果)

本県で漁獲される なまこ について

- 和名：マナマコ（学名：*Apostichopus armata*）
- 分類：棘皮動物門 ナマコ綱 楯手目 シカクナマコ科
- 分布：潮間帯から水深 20 m 程度の浅海に生息する（沿岸域）。
- 漁業：素潜り（共同漁業権、自由漁業※）、潜水器漁業（知事許可漁業）により漁獲。
H25～漁業権対象種、H29～潜水器漁業許可
※茨城県海面漁業調整規則改正施行（R2.12.1）以前



写真 1 マナマコ



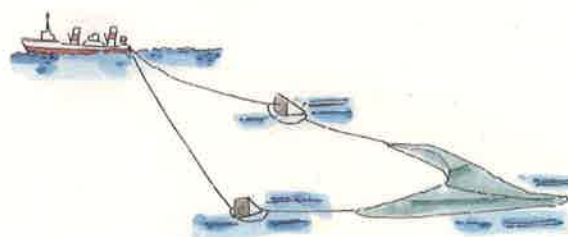
操業概念図 1

左) 素潜り（漁業権、自由漁業※）
右) 潜水器（許可漁業）

- 和名：オキナマコ（学名：*Parastichopus nigripunctatus*）
- 分類：棘皮動物門 ナマコ綱 楯手目 シカクナマコ科
- 分布：九州～北海道の水深 20～600m に生息（沖合域）。
- 漁業：底びき網漁業により漁獲。
沖合底びき網漁業（大臣許可漁業）
小型機船底びき網漁業（知事許可漁業）



写真 2 オキナマコ



操業概念図 2

沖合底びき網漁業（大臣許可漁業）
小型機船底びき網漁業（知事許可漁業）

あわび漁業等の特別採捕許可について

令和3年8月5日

茨城県農林水産部漁政課

1 経緯

あわび漁業等の特別採捕許可については、漁業従事者の新規加入促進による漁場管理体制の強化と素潜りで操業困難な未利用漁場の利用促進を進めるため、平成15年以降「操業期間延長（10月）」、平成17年以降「潜水器使用」の特別採捕許可を順次発給し、試験操業を実施してきた。

このうち「潜水器使用」については、試験操業の実績を踏まえ、平成29年以降は、特別採捕許可ではなく、あわび、うに、かき、なまこを対象とし、操業期間を9月30日までとする潜水器漁業の許可発給している。

2 今年度の取扱い（案）

6月に操業を開始以降、うねりや河川の出水による濁りの影響など、海象条件に恵まれず操業日数が数日しか確保できていない状況となっていること、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により市況についても思わしくなく漁獲収入が厳しい状況であることから、今年度においても県内7漁協から10月31日までの操業期間の1ヵ月延長を希望する要望書の提出があった。

平成15年以降、毎年特別採捕許可を発給してきたが、資源水準や動向については、途中、東日本大震災による影響があったものの、各漁協が漁獲量、操業時間、殻長の制限、種苗放流等の資源管理に取り組んできたことにより、水産試験場の資料によると水準で「中位」、動向は「増加」と判断されることから、操業期間延長による特別採捕許可（潜水器使用を含む）を発給することとしたい。

【要望書提出のあった漁協】

平潟、大津、川尻、久慈町（会瀬支所・河原子出張所含む）、久慈浜丸小、磯崎、那珂湊

表1 あわび漁獲量・種苗放流数の推移（平成15年～令和2年）

年\項目	漁獲量(トン)						種苗放流数 (千個)
	6月	7月	8月	9月	10月	合計	
H15	3.98	2.02	5.44	6.70	0.27	18.41	235
H16	7.10	7.78	3.91	2.31	1.39	22.49	226
H17	6.26	3.75	5.26	3.60	2.36	21.22	233
H18	5.23	4.84	3.66	1.81	1.33	16.87	436
H19	10.12	5.93	10.01	0.31	3.59	30.42	243
H20	6.14	6.90	3.49	4.16	4.38	25.06	294
H21	4.00	7.01	2.35	2.15	5.75	21.25	285
H22	10.57	6.17	5.27	1.63	0.88	24.52	272
H23	4.29	3.98	3.31	2.49	5.83	19.90	0
H24	1.62	5.39	3.95	1.33	0.98	13.26	0
H25	4.71	3.42	2.67	1.28	1.37	13.45	95
H26	3.36	3.09	2.68	1.16	1.30	11.59	100
H27	2.13	0.89	0.68	0.65	1.39	5.75	300
H28	1.02	0.72	0.24	0.81	0.67	3.46	300
H29	2.96	2.89	1.83	0.98	1.30	9.98	309
H30	2.90	3.27	1.78	1.09	1.59	10.63	270
R1	3.92	3.55	5.05	3.85	0.98	17.36	274
R2	2.18	2.98	5.25	1.11	3.31	14.83	249

表2 令和2年 あわび地区別月別漁獲量

単位: kg

地区/月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
平潟	0	0	0	8	90	99
大津	0	0	255	90	120	465
川尻	0	29	850	0	399	1,278
会瀬	0	133	97	0	176	406
河原子	0	43	316	0	532	891
久慈町	85	247	284	158	438	1,213
久慈浜丸小	89	443	449	218	605	1,805
磯崎	160	624	951	187	280	2,201
那珂湊	1,843	939	1,572	359	670	5,382
大洗町	0	527	477	88	0	1,092
合計	2,177	2,985	5,250	1,108	3,310	14,830

表3 令和2年 あわび等採捕実績

【あわび】

項目	漁獲量(kg)	漁獲金額(千円)	単価(円/kg)	備考
全 体	6~10月	14,830	114,326	7,709
	6~9月	11,520	76,927	6,678
特別採捕	操業期間延長(10月)	3,310	37,399	11,298
	潜水器利用	210	1,624	7,719

令和3年度あわび漁業等の特別採捕許可の取扱い(案)

1 許可の方針

あわび漁業の操業期間延長について、資源への影響、漁場利用・漁業調整上の問題や漁業経営への寄与等を調査するため、特別採捕許可を行う。

2 許可の対象者

あわび漁業等を内容とする第1種共同漁業権を有する漁業協同組合又は操業区域に隣接する漁業権の免許を受けた漁業協同組合の同意を得た団体（採鮑組合等）を許可対象とする。

3 許可期間 令和3年10月1日から同年10月31日まで

4 操業期間 許可期間に同じ

5 漁獲対象 あわび、うに、いわがき、なまこ

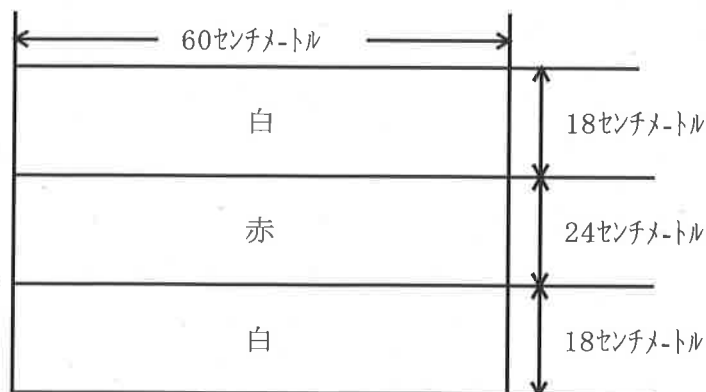
6 操業区域

あわび漁業等を対象として申請者が免許を受けている第1種共同漁業権漁場区域、及びあわび漁業の許可を受けている操業区域。なお、共有漁業権漁場の場合は関係する漁業協同組合の同意があること。

7 許可に際しての制限又は条件

- (1) 操業時間は、日の出から日没までとする。
- (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を見やすい場所に掲揚しなければならない。
- (3) 試験操業終了後1ヵ月以内に別に定める様式により、試験操業漁獲成績報告書を知事に提出しなければならない。

別記様式



令和3年度あわび等試験操業漁獲成績報告書

茨城県知事 大井川 和彦 殿

令和3年 月 日

組合名

下記のとおり試験操業を行ったので、報告します。

記

月 日	従事者 (人数)	あわび		うに		(その他 ※)		備 考 (潜水器の有無等)
		漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	
合 計								

注：日別操業実績表を添付すること

※ いわがき又はなまこを漁獲した場合は魚種ごとに漁獲量・金額を記載すること。

令和3年7月12日



茨城県農林水産部漁政課長 殿

平潟漁業協同組合

代表理事組合長 阿久津 栄作

あわび漁業等の操業期間の延長について

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当組合におけるあわび漁業等については、種苗放流の実施や磯清掃などあわび資源の適切な管理に努めながら、操業して参りました。

しかしながら、あわび漁業については、近年の海象条件の悪化や魚価低迷により、計画通りの操業が難しく、これまでも、県の特別採捕許可を受け操業期間を10月まで延長し日数の確保を行ってきたところです。

今年度おきまして、6月に操業を開始したものの、既に台風接近にともなううねりや河川の出水による濁りの影響などから、海象条件に恵まれず操業日数が難しい状況となっております。また、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響から市況についても思わしくない状況であることから、今年度におきまして、操業期間を1ヵ月延長し、10月まで操業できる特別採捕許可の発給をご検討いただけますようお願い申し上げます。

なお、要望に当たりましては、種苗放流に取り組む等、引き続き地先資源の適切な管理と持続的利用に努めて参りますので、本要望について特段のご配慮を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。



資料 2-4

あわびの生態と資源について

- 和名：エゾアワビ (*Haliotis discus hannai* Ino, 1952)
- 分布：本県では、北方系のエゾアワビが分布し、大洗町以北の浅海岩礁域に生息する（沿岸域：水深 3～10m）。
- 漁業：本県においては、素潜り（共同漁業権）、潜水器漁業（知事許可漁業）、あわび漁業（知事許可漁業）で漁獲。
- 栽培漁業対象種であり、県栽培漁業センターで育てた稚貝を放流し（種苗放流）、放流後 3～4 年で 11 cm 以上の漁獲サイズとなる。
- 漁獲量：H23 年までは、年間 10～30 トンで。東日本大震災の影響による種苗放流の減少を受け、漁獲量が一時低下した（H28：3.5 トン）が、種苗放流再開に伴い H29 年からは漁獲量が回復（R2：14.8 トン）。
- 加入量：放流種苗由来のアワビは漁獲物の約半分を占め、漁獲加入に大きな影響を与えている。種苗の放流数は例年約 30 万個であったが、震災の影響により H23、24 年は 0、H25、26 年は 10 万個となった。H27 年以降は約 30 万個放流が再開されている。
- 水準と動向：水産試験場の資料によると資源水準は近年の漁獲量から「中位」（図 1）、動向は直近 5 ヶ年の漁獲量から計算した CPUE（kg/日・人）の傾向から「増加」（図 2）と判断される。



写真 エゾアワビ

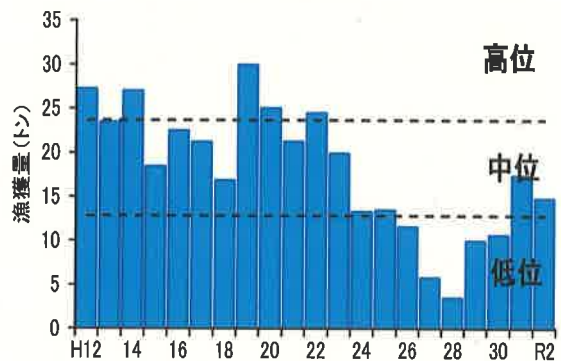


図 1 本県におけるアワビ漁獲量の推移

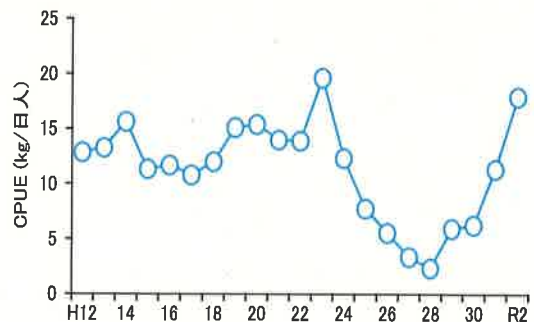


図 2 本県におけるアワビの CPUE の推移

水準	動向
○	➔

表 本県におけるアワビ資源水準と動向

茨城県水産試験場資料より

全国海区漁業調整委員会連合会中央要望提案について

令和3年8月5日（火）
茨城海区漁業調整委員会事務局

1 全国海区漁業調整委員会連合会の概要

全国海区漁業調整委員会連合会（以下「全漁調連」という）は、昭和40年に発足し、全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成され、漁業法の目的である「水産資源の持続的な利用」及び「水面の総合的な利用」を図り、水産業の再生・発展の一翼を担うため組織されている任意団体。

全漁調連は、東日本、日本海、西日本、九州の4ブロックに分かれ、本県は東日本ブロックに所属。ブロック会議では各ブロックの特性を踏まえて、次年度の中央要望事項等を審議（その後、4ブロックの意見を調整し、要望活動を実施）。

今年度は東京都で開催（構成道都県で持ち回り）。

〔ブロック構成〕

東日本＝12道府県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重）
日本海＝12府県（青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根、山口）
西日本＝11県（滋賀、大阪、和歌山、兵庫、岡山、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛）
九州＝8県（福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、長崎、鹿児島、沖縄）

2 主な事業

(1) 通常総会

・事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択

(2) 会長・副会長会議、理事会

・各ブロック会議で決議された要望内容の取扱い等について協議・意見交換
・総会に提出する協議事項、事業計画書案、総会の運営等について協議

(3) 事務局長会議

・海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討

(4) 事務局職員研修会

・海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催

(5) ブロック会議（各ブロックごとに開催）

・海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討
・海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築（要望活動結果報告、次年度に向けた要望事項）

(6) 漁業調整活動対策等（中央要望活動）

・各海区より提案があった事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望

(7) 委員・職員名簿、委員会指示集及び会報の発行

(8) 漁業調整委員会委員・事務局職員の表彰

3 要望項目

I 海区漁業調整委員会制度について

- 1 海区漁業調整委員会制度の堅持
- 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保
- 3 新たな漁業関係法令の改正について
- 4 【新規】改正漁業法施行後の事務の円滑化について
- 5 【新規】水産政策の改革について

II 沿岸漁場の秩序維持について

- 1 違法操業の取締強化等
- 2 「密漁もの」の流通防止

III 太平洋クロマグロ資源管理について

- 1 クロマグロ資源の適正利用
- 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置
- 3 遊漁者等の操業自粛措置

IV 沿岸資源の適正な利用について

- 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整
- 2 マサバ太平洋系群の適正利用
- 3 カツオ資源の適正利用
- 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用
- 5 沖合漁業の操業秩序の確立
- 6 沿海地区における発電事業への対応について

V 外国漁船問題等について

- 1 排他的経済水域の境界の画定
- 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理
- 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保
- 4 被害の救済

VI 海洋性レジャーとの調整等について

- 1 遊漁と漁業の調整
- 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止
- 3 ミニボートによる危険行為の防止

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

今回の漁業法施行により、海区漁業調整委員会の機能の拡大も求められる中、その運用には国や都道府県、漁協等とも連携し万全を期して取り組むとともに、今後とも漁業調整機構の運用により水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという漁業法の目的のもと、海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会が、今後とも漁業調整機構としての役割発揮と新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始されるとともに、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されることになることから、その適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 【新規】改正漁業法施行後の事務の円滑化について

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。

また、そのためのシステムの構築と運営方法の明確化を図ること。

5 【新規】水産政策の改革について

① 新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対し速やかに技術的助言を行うなど適切に指導・助言を行うこと。

II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今

後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようより高い意識を持つことが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギの密漁等に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁については今後も協力・連携体制を充実していただき、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

2 「密漁もの」の流通防止

市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。

また、違法漁獲物の流通防止のための規制の施行に向けて、関係者への周知を行うとともに、現場に過度の負担とならないよう必要な措置を講じること。

なお、シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて国の主導で平成27年から数量管理が導入され、平成30年からはTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

つきましては、影響を受ける漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会（ISC）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）を達成する確率を初めて100%としたことなどを踏まえ、WCPFCにおいて、今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。

また、平成30年7月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。

② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理

の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みや県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合せて検討すること。

また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

なお、資源管理の推進にあたっては、魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明と瀬戸内海等での来遊調査を行うこと。

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的な調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な再放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。

また、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動（へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海上保安庁との情報共有を含む）、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。

このほか、再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

遊漁者および遊漁船業者に対し、国が操業自粛を強く指導するとともに、採捕禁止も含めた全国的な規制の導入をすること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない

状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和元年7月に北太平洋漁業委員会（NPF C）で、サンマ漁獲割当量は合意されたものの、国別の割当は来年以降に検討されることとなっており、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

また、新たな漁業法のもとでは、TAC対象魚種の拡大やIQの導入等による新たな混乱の発生、大臣許可漁業では一定の条件を満たせばトン数規制の撤廃も可能とされており、沿岸の小型船が出漁できないような荒天時にも操業可能となり、高価格の漁獲物をより効率的に漁獲できるようになる恐れもあります。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

- ① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。
- ② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。
- ③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。

- ④ レジームシフトなど海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。
- ⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入にあたっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。

2 マサバ太平洋系群の適正利用

- ① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の漁獲枠を資源に影響が及ばないよう設定すること。
- ② 目標管理基準値は、レジームシフトなどの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。
- ③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なうこと。

3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響を科学的に評価し、資源量に基づく漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効性ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

5 沖合漁業の操業秩序の確立

① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。

なお、VMS航跡情報の運用・活用については、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のためにも、許可条件とするなど国の責務として積極的な改善を図ること。

② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

6 沿海地区における発電事業への対応について

① 沿海地区において石炭火力発電・バイオマス発電事業を計画した場合には、法的アセスメントのみならず、事業を開始する前及び事

業開始後も海洋環境調査等を実施し、当該事業計画地域の漁業への影響を確認するための仕組みを構築すること。

- ② 小規模火力発電事業の実施にあたっては、当該事業実施地域の地元沿岸漁業者への説明責任を果たし、十分に理解を得るような仕組みを構築すること。

7 改正漁業法における新たな資源管理措置等について

- ① 新たな資源管理の検討にあたっては、自主的な資源管理措置を尊重し、TACのみを前提とすることなく漁業現場の実情に即した資源管理が可能となるよう十分配慮すること。また、前年漁期において取り残したTAC数量を次年に繰り越しできるように弾力的な運用を要望する。
- ② IQ導入によるトン数制限の撤廃など新たな資源管理措置により、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明を丁寧に行い、漁業の実態を踏まえた実行可能性を考慮し、新たな資源管理措置を漁業者等の理解と合意のもとに進めるなど、慎重な対応をすること。
- ③ 漁獲可能量の配分は、選択的に漁獲ができない定置漁業など沿岸の零細漁業の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。
- ④ 遊漁者の管理について、数量把握や採捕抑制のための具体的な対策を国の責任において早期に進めること。

V 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いています。

また、平成 25 年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となった他、平成 28 年 1 月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成 29 年 6 月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成 26 年の 8 月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年 10 月には日本海大和堆周辺の我が国排他的経済水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

また、平成 30 年 6 月の米朝首脳会談を機に落ち着いていた北朝鮮による弾道ミサイル発射は、令和元年 5 月以降繰り返し行なわれ、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

① 日台漁業取り決め適用水域から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。

② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船の P I 保険への加入義務化を促すこと。

③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国の排他的経済水域内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯27度以南の海域について日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、操業条件の緩和と国による支援並びに積極的な外交交渉を行うこと。

⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害について、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。

3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう必要な対策の強化を講じること。

③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること

- ④ 北朝鮮のミサイル発射については、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

4 被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化すること。

VI 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。また、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボート等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

中でも、規制緩和により免許・登録が免除されたいわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国においても民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、今後、オリンピック等開催に伴う海洋性レジャー人口の増加や気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加を防止し、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

また、プレジャーボート、ミニボートともに海難事故が発生すると、その救助活動の多くを漁業者が負担している一方で、事故を起こした利

用者が十分な保険にも加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償など事故後の処理においてトラブルがさらに拡大することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

② プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化の推進などの新たな対策を検討すること。

③ 【新規】スピアフィッシングに対する指導強化

スピアフィッシング利用者に対する安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置の設置を義務化すること。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動に必要な不可欠となる、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある方策を、早急に検討すること。

④ ミニボートの保険加入義務化

日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とするとともに、ミニボートが漁業操業を妨害した場合や海難事故に伴い漁船等が救難活動を行った場合に漁業者にその損害や費用を確実に補てんするため、保険への加入率の向上を図るとともに、義務化を検討すること。

3全漁調連第13号
令和3年6月11日

各海区漁業調整委員会会長様

全国海区漁業調整委員会連合会
会長 志岐 富美雄



書面表決結果

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第57回)の議案につきまして、書面による審議結果を下記のとおりご報告いたします

記

1. 表決内容

議案	結果
第1号議案 令和2年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について	承認：多数 不承認：0
第2号議案 令和3年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について	承認：多数 不承認：0
第3号議案 協議事項(中央要望活動)	承認：多数 不承認：0
第4号議案 次期総会の開催地について	承認：多数 不承認：0
第5号議案 役員選出の件について	承認：多数 不承認：0

【審議結果】

第1号議案から第4号議案について、過半数の承認をもって原案通り可決されました。

2. 議案に関する意見

特に、意見はありませんでした。

令和3年度通常総会（第57回）議案

令和3年5月21日（金）

全国海区漁業調整委員会連合会

令和3年度通常総会次第

議 事

第1号議案 令和2年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和3年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 外国漁船問題等について

VI 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期総会の開催地について

第5号議案 役員を選出について

第 3 号 議 案

協議事項（中央要望活動）

令和 3 年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 外国漁船問題等について
- VI 海洋性レジャーとの調整等について

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目的として水産改革関連法（漁業法等の一部を改正する等の法律）が平成30年12月に成立し、70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。

漁業法では「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」が明記され、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

一方、全国を挙げて新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む中で、我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、様々な問題が山積しています。

特に、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

また、「沿岸漁業と沖合漁業との競合」、「クロマグロをはじめとする広域回遊種の資源管理の調整」及び「プレジャーボート等の遊漁と漁業の摩擦」など、解決方法がなかなか見えないような深刻な課題も依然として続いています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、国内外で生じている水産物の安全性に関する風評による需要の低迷は、全国各地の水産業に今なお影響を与えています。

沿岸漁業にとって、漁業資源を有効に利用しながら、将来にわたり漁業を営んでいくためには、これらの課題の解決が不可欠です。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和3年5月21日の第57回通常総会(書面議決)により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和3年6月

全国海区漁業調整委員会連合会
会長 鈴木 精

要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 外国漁船問題等について
- VI 海洋性レジャーとの調整等について

第 5 号 議 案

次期役員選出について

4 第17期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覽

会 長	鈴 木 精	(静 岡 海 区)
副会長 (会長職務代理)		
	今 野 智 光	(福 島 海 区)
副会長	小 林 利 幸	(福 井 海 区)
副会長	淺 井 利 一	(三 重 海 区)
副会長	北 田 國 一	(広 島 海 区)
副会長	江 口 幸 男	(熊 本 県 連 合 海 区)
理 事	工 藤 幸 博	(北 海 道 連 合 海 区)
理 事	富 田 重 基	(青 森 県 西 部 海 区)
理 事	大 井 誠 治	(岩 手 海 区)
理 事	森 本 太 郎	(富 山 海 区)
理 事	上 田 良 介	(但 馬 海 区)
理 事	板 倉 高 司	(鳥 取 海 区)
理 事	松 村 德 夫	(和 歌 山 海 区)
理 事	今 井 一 郎	(大 阪 海 区)
理 事	岡 本 彰	(徳 島 海 区)
理 事	佐々木 護	(愛 媛 海 区)
理 事	半 田 亮 司	(福 岡 県 連 合 海 区)
理 事		(鹿 児 島 県 連 合 海 区)
監 事	川 崎 一 好	(北 海 道 連 合 海 区)
監 事	有 元 貴 文	(東 京 海 区)
監 事	小 野 眞 一	(大 分 海 区)

しらすの漁況経過と見通し について

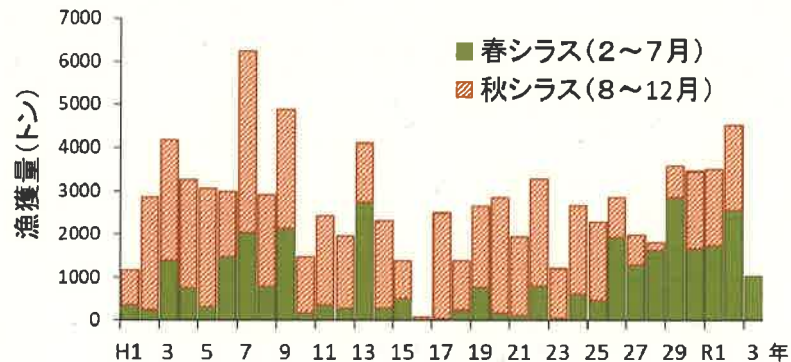
水産試験場 回遊性資源部

資料No 5

春シラスの漁況経過



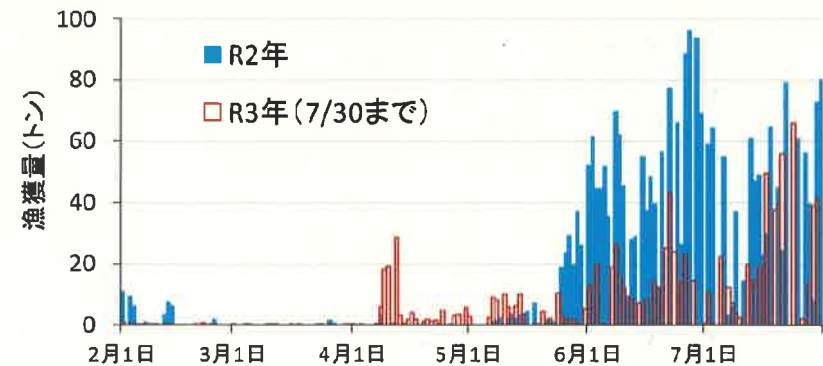
シラス漁獲量の推移



茨城県シラス漁獲量の推移

R3春シラス(2~7月合計) 1,017トン(速報値)
前年(2,548トン), 過去5年平均(2,014トン)を大きく下回る

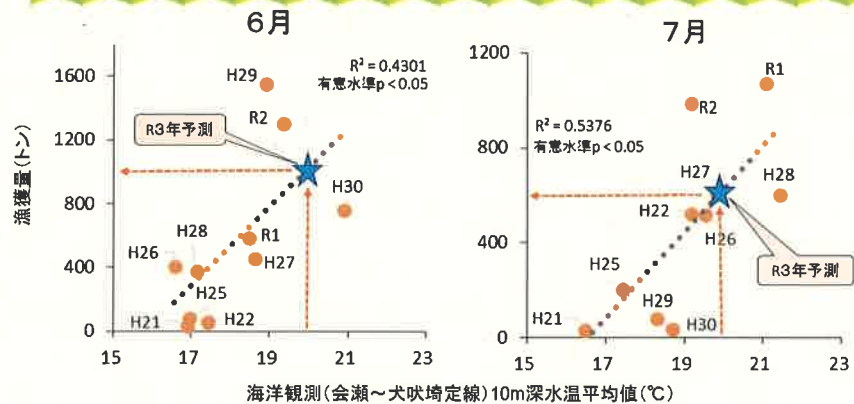
春シラス日別漁獲量の推移



茨城県日別シラス漁獲量の推移

4月上旬に獲れ出すが、その後、漁獲は伸びず
漁場は南部に偏った
7月17日以降、大洗沖~鹿島沖を中心に漁獲増加

春シラスの予測と結果①



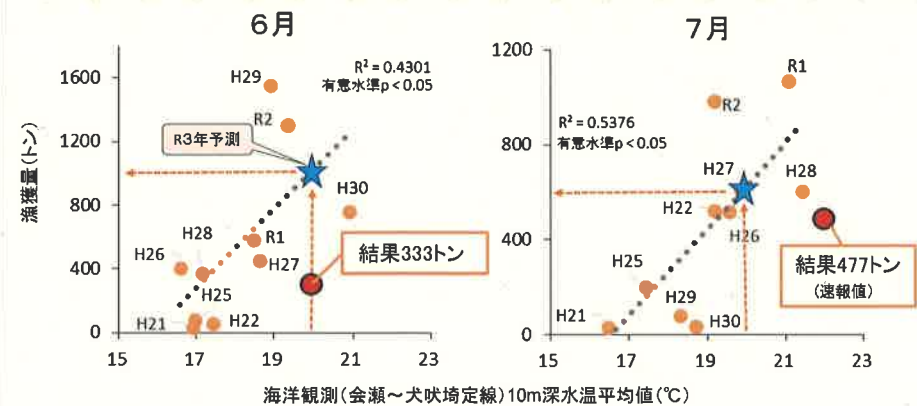
水温が高いほど、シラス漁獲量は増加
(黒潮からの暖水波及により、卵やシラスが運ばれて来るため)

6~7月の水温は、やや高め~高め(約20°C)と見通し
6月は約500~1,000トン、7月は約600トンと予測した

5

2

春シラスの予測と結果②



(結果)水温はやや高めで推移、暖水波及も断続的に見られた
しかし、7月上旬まで低調な漁獲が続き、
漁獲量は6月333トン、7月477トンで予測を下回った
(速報値)

6

春シラスの予測と結果③

なぜ予測が外れたのか

(予測の根拠と考察)

水温が高いほど、シラス漁獲量は増加
←黒潮からの暖水波及により、卵や仔魚が運ばれて来るためと考えていた。
→しかし、水深30m地点から沖の卵・仔魚量と漁獲量には関係が見られない。
本県地先、浅海域(30m以浅)でのカタクチイワシの産卵量なども影響している可能性がある。

(今後について)

今年度から、試験的に水深10~30m地点でのカタクチイワシ成魚および卵の採集調査を開始(成熟・産卵状況を調査中)
浅海域の産卵状況との関係に着目し、漁獲増減の要因を調べる

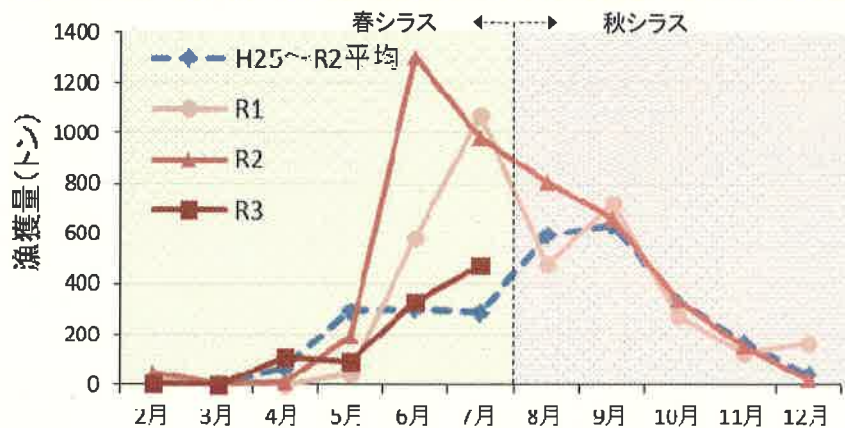
7



秋シラス(8~12月)の見通し

8

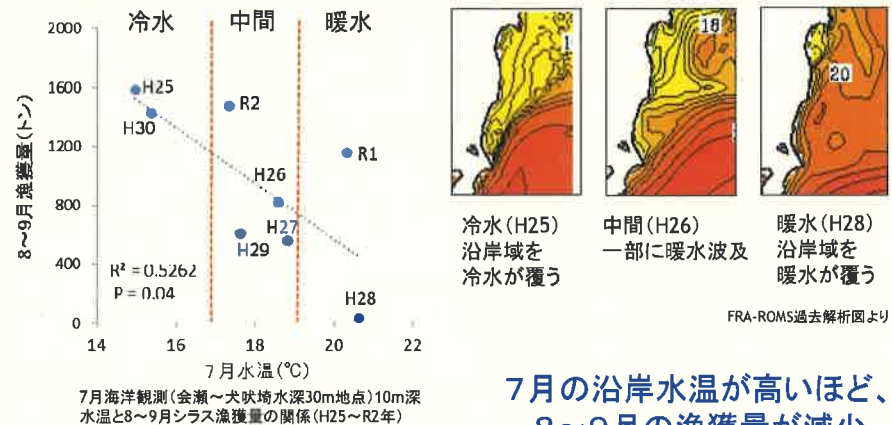
シラス月別漁獲量の推移



近年、秋シラスは8~9月の漁獲量が多い
10月からは減少傾向

9

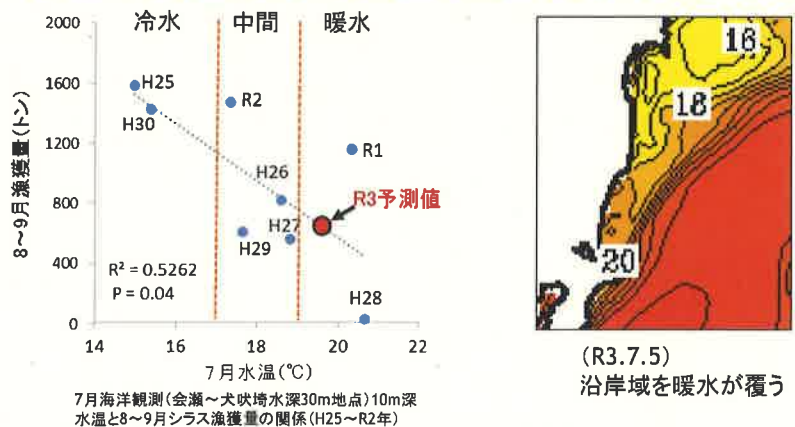
秋シラス(水温と漁獲量の関係)



親潮系冷水域のカクチイワシ卵分布は
水温15.0~15.5°Cの海域に多いという知見がある

10

秋シラス(水温と漁獲量の関係)



今年7月の水温は19.6°Cと高く、本県沿岸を暖水が覆う
8~9月合計は約650トンと予測

11

秋シラスの見通し(まとめ)

8~9月計 約 650 トン(7月水温との関係から)
10~12月計 約 250 トン(過去5年の8~9月漁獲量との関係から)

秋シラス(8~12月合計)は、
900 トン程度となる
(前年1,986トン、過去5年平均1,261トンを下回る)

12

(参考)他県の漁模様

	漁獲量		
	2～6月	7月	今後の見通し (8～12月)
神奈川県	前・平年を下回る	好調	前年並み～上回る
静岡県	前・平年並み	低調	前年を下回る
愛知県	前・平年を下回る	低調	前年を下回る
大阪府	前・平年並み	好調	前年並～下回る(7～8月)